

Insurance alert

IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 31May 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASB および FASB は、2011 年 5 月 31 日に合同の審議会を開催し、再保険に関する14個の論点のうち8個について審議を行った。多くの論点を扱うには時間が短く、少ない例示や潜在的な意図せざる結果を反映する可能性を残したまま、両審議会は非常に高いレベルでこれらの論点を取り上げた。多様な再保険の構造に関して両審議会が決定した事項の含意を解釈すること、また、両審議会の結論のいくつかを実際の再保険取引に適用することは、難しい可能性がある。

両審議会は、もし、基礎をなす保険契約のそれぞれの部分に関する再保険者の経済的便益が、事実上、出再会社の経済的便益と同じであれば、再保険者は実質的に再保険を付された保険契約に関するすべての保険リスクを引き受けたとすることに暫定的に同意した。それ故、その再保険契約は、重要な保険リスクを移転したとみなされる。

両審議会は、また、保険リスクの重要性の評価は各契約別に行い、同じリスクに関する単一の取引相手（もしくは、関連する取引相手）と結ばれた契約、もしくは、そうでなければ相互依存の契約は、一つの契約とみなすべきであることを暫定的に合意した。

両審議会は、改訂された文言は出再保険の認識に関するスタッフの提案に必要であったと同意した。概念的に、(リスク・アタッチの比例再保険のような)多くの契約に関しては、出再者は、再保険資産を、再保険契約のカバレッジ期間の開始時点ではなく、むしろ、基礎をなす元受契約の負債を認識した時点で認識すべきである。これにより、基礎をなす元受の負債を計上する前に再保険資産を計上することを避けることができるであろう。しかし、(累計超過損害再保険 (aggregate excess of loss coverage) のような)他の種類のカバレッジについては、(再保険資産の)認識はカバレッジ期間の開始時点となるであろう。

両審議会は、出再保険のリスク調整を計算する際に、出再部分のリスク調整は、再保険を使用することにより元受保険者から除かれたリスクを表すべきであることを明確にしたスタッフの提案に同意した。両審議会は、また、リスク調整を総額で計算すべきか、もしくは、再保険の純額エクスポージャーの計算を実施するか実施しないかにより算出すべきかを、ガイダンスにおいて指定するべきではないとするスタッフの提案にも同意した。

両審議会が 5 月 31 日の審議会において暫定的に同意したスタッフの提案は、出再保険の当初認識において当初利益を即座に認識するが、損失を繰り延べるとする公開草案(以下「ED」とする)およびディスカッション・ペーパー(以下「DP」とする)と異なる。FASB および大多数の IASB メンバーは、過去の事象に対する再保険に関連した損失は即時認識するというスタッフの提案を支持した。FASB は、さらに、将来の再保険カバレッジに関する支払および支払予定額が、履行キャッシュ・フローを超過する部分を繰り延べるとするスタッフの提案を支持した。これについては、辛うじて過半数の IASB メンバーから賛同された。FASB および大多数の IASB のメンバーは、また、いかなる当初利益も繰り延べるとするスタッフの提案を支持した。

FASB および 1 名を除く IASB のメンバーは、出再者の再保険契約に関する履行キャッシュ・フローの現在価値の見積りは、基礎をなす元受契約の残余マージン/複合マージンを除くべきであるとするスタッフの提案に同意した。

両審議会は、受け取った再保険手数料は、再保険者への出再保険料の減額として処理するという ED の提案を維持すべきか審議を行ったが、結論には至らなかった。両審議会は、これは損益計算書の表示の論点であり、それ故、表示と簡便法について再度議論を行う際に検討すべきであると結論づけた。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

両審議会は、また、再保険者の不履行リスクに対し減損の引当金を計上するためのガイダンスは、保険に特有のガイダンスを開発するというよりも、金融商品プロジェクトにおける両審議会の減損に関する最終的な結論と足並みをそろえるべきであるとするアプローチに傾いているように思われた。

再保険契約に関するリスク移転

スタッフは、(保険者が損失を被るというシナリオを少なくとも一つ必要とする)提案されたリスク移転の要件は、ある種の再保険カバレッジに関しては問題があるのではないかと懸念する回答者がいたと述べた。スタッフは、歴史的に利益性の高い比例再保険と、高い損害額を生じさせるが発生頻度が低い異常災害再保険の二つのタイプを例に挙げた。しかし、IFRS 第4号のリスク移転の要件を充足していれば、保険事故の発生可能性が極めて低くても、多くの比例再保険契約および異常災害再保険のカバーは、商業実態を欠いていなければ、リスク移転のテストに合格するであろう。

元受契約が非常に高い収益性を有するため、これらの契約の再保険は、再保険者に対して純損失を生じさせないと予想される稀な状況があるかもしれない。それにもかかわらず、上述の回答者により提起された懸念を払拭するため、スタッフは、「出再者の後を継ぐ」という現行の USGAAP の文献と類似した文言を追加するために、定義を明確化すべきことを提案した。この条項は、もし、基礎をなす保険契約の出再された部分に関連する保険リスクのすべてが実質的に再保険者に引き受けられているならば、この再保険契約は重要なリスクを移転しているとみなされる、と述べている。リスク移転の評価に関してより高い数値基準(すなわち、再保険者に対する重大な損失の合理的な発生可能性を考慮しなければならぬとする基準)を提供しているため、この条項は USGAAP において必要不可欠なものである。

数人の FASB のメンバーは、現在スタッフが提案した文言がかなり漠然としているため不満そうであり、審議会のメンバーの 1 名は、実質的には同じリスクと記載されているが、実質的に同じ保険料ではない、再保険者は異なる(例えば、より高い)保険料を請求することができ、そしてそれ故、実際にはリスクが小さくなると述べた。他の FASB のメンバーの 1 名は、おそらく、基礎をなす元受契約を調べ、それら各々の契約がリスクを移転しているかどうかを判断するためのガイダンスを提供すべきであると提案した。この提案は、非比例再保険のカバレッジに対して適用することが困難であり、かつ、実務的に難しいと思われる再保険料を個々の元受契約に配分することが必要となるため、最終的には棄却された。

IASB のメンバーの 1 名は、もし、現行の(保険者が損失を被る少なくとも一つのシナリオの要件がない)IFRS 第4号のリスク移転のガイダンスが維持されるのであれば、この新しい「後を継ぐ」条項は不要であろうと述べた、しかし、不本意ながら、このガイダンスは今必要とされているとして賛成した。他の IASB のメンバーの 1 名は、もし、基礎をなす保険契約のそれぞれの部分に関する再保険者の経済的便益が、事実上、出再会社の経済的便益と同じであれば、再保険者は、実質的に、再保険を付された保険契約に関するすべての保険リスクを引き受け、そして、それ故、再保険契約は、重要な保険リスクを移転したとみなされる、とガイダンスに記載すべきであると提案した。この概念が現在の実務であるかを決定するため、保険者が適用している IFRS に戻ることを条件として、両審議会はこのアプローチに同意したようである。FASB の議長は、これは既に現行の USGAAP の条項であると述べた。

相互依存契約

スタッフは、同じリスクに関する単一の取引相手(もしくは、関連する取引相手)と結ばれた契約、もしくは、そうでなければ相互依存の契約は、保険および再保険のリスク移転の分析において一つの契約とみなされるべきとする提案を説明した。

数人の審議会のメンバーは、契約の組み合わせは、契約が同じ企業体もしくは関連会社に対する場合にのみ適用され、関連会社以外との間で締結された契約は同一にしないことを強調するためにガイダンスを明確化すべきであるか尋ねた。例えば、もし、フロンティング会社が、ある会社からリスクを引き受け、そしてそのリスクの 100%をまったく関係のない会社に再々出再を行えば、二つの契約のそれぞれはリスク移転に関して個別に評価される。その一方で、ある事業会社が、独立した保険者にリスクを移転し、その後、その保険者が事業会社と同一の連結グループであるキャプティブ保険会社にリスクを移転するかもしれない。この場合、この事業体は、リスクの移転を決定する際に、これらのアレンジメントをひとまとめに考慮すべきである。

再保険以外で回答者により提起された相互依存の契約に関するその他の論点について、個別に審議はなされなかった。例えば、銀行が融資を行い、同時にその保険子会社が借主に対して死亡時の返済を免除する保険契約を発行する場合にも、ガイダンスが適用されるのか、そして、それ故、銀行が連結財務諸表における会計処理の目的で、融資と保険契約を一つの契約に結合することが求められるのか明確ではない。

再保険契約の認識

スタッフは、元受保険契約は、(不利な契約でなければ)カバレッジ期間の開始時点で認識されるべきであるとする過去の決定事項を、両審議会に再認識させた。ある出再保険契約が 1 月 1 日に開始され、今後 1 年間に引き受けると予想されるすべての元受契約に対してカバレッジを提供するとする(これは、リスク・アタッチ契約と呼ばれる)。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

このような契約の論点は、基礎をなす元受契約の認識以前であり、まだ実在していないが、契約の開始時点(1月1日)に契約の認識と測定を行うかという点である。

スタッフと両審議会は、基礎をなす元受契約の負債を計上する前に、再保険資産の記録を避けるという目標については同意したようである。両審議会は、それ故、再保険資産の認識は、再保険契約のカバレッジ期間の開始時点ではなく、むしろ、基礎をなす元受契約の負債を計上する時点であるとするスタッフの大きな方向性に同意した。しかし、(累計超過損害再保険(aggregate excess of loss coverage)のような)他の種類のカバレッジ認識はカバレッジ期間の開始時点となるであろう。

一時点ではなく、むしろ基礎をなす個々の契約が引き受けられた時点で認識が行われた場合、どのように再保険契約に基づく出再残余/複合マージンが計算されるのか、限られた審議からは明確にならなかった。これに加え、このアプローチはIASBの簡便法に適用するほうがより簡単に思われるが、簡便法への適用は審議されなかった。

出再リスク調整

スタッフは、出再保険に関するリスク調整の決定において、多くが「総額から純額を控除し、出再部分とする」アプローチを提案していたが、何人かの回答者は「総額から出再部分を控除し、純額とする」アプローチがEDにおいて要求されていると解釈していたと述べた。スタッフは、この方法を規定することは意図しておらず、どちらの使用も許容すると述べた。両審議会は、スタッフの提案に同意した。

スタッフは、双方の計算が同じポートフォリオ・レベルで行われるならば、理論的には、いずれの方法においても計算は同じであると述べた。しかし、回答者は、「総額から純額を控除し、出再部分とする」アプローチの方が、特に累計超過損害額契約(aggregate excess of loss contract)に関連する状況においては、実務的に適用しやすいと指摘した。

再保険の利得および損失の取り扱い

EDおよびDPでは、出再保険契約の当初認識について、当初利益を即時に認識し、そして損失を繰り延べることが提案されていた。しかし、FASBおよび幸うじてIASBにより同意されたスタッフの改訂案は、過去の事象に関する再保険に関しては、再保険の損失を即座に認識し、そして、将来の再保険カバレッジに関する支払および支払予定額が履行キャッシュ・フローを超過する部分は、繰り延べるといったものだった。スタッフの改訂案では、すべての当初利益が繰り延べられる。

スタッフは、EDおよびDPに対する(出再および受再の双方の)多くの回答者から寄せられたコメント、およびアウトリーチ活動に基づき見解を変更した。将来のカバレッジに関連して繰り延べる金額は、前払保険料と同額である。スタッフと多くの審議会のメンバーは、将来のカバレッジに関連した金額は繰り延べられるべきだが、過去の事象のアドバース・ディベロップメント・カバー(adverse development coverage)に関して支払うような金額は繰り延べるべきではないと考えている。

USGAAPにおいて、なぜ、「将来」と「遡及」とのカバレッジが区分され、それぞれ異なる繰延処理が適用されているのか、審議会において議論されなかった。これは、保険契約は既に生じた事象をカバーするが、その財務的な影響はいまだ不確実であると明示的に認めているIFRS第4号の保険の定義と整合していないように思われる。

FASBおよび大多数のIASBのメンバーは、保険契約の締結時において利益の即時認識をしないという概念と整合して、再保険の契約締結時における利益も即時認識すべきではないことに同意している。しかし、数名のIASBのメンバーは、元受契約の負債と再保険契約の資産との間で会計処理について調整すべきであると述べ、同意しなかった。

IASBのメンバーの1名は、取引価格は認識された負債とどのように異なるのかとコメントし、彼はスタッフの提案を支持した。他のIASBのメンバーの1名は、利益を繰り延べるスタッフの提案に同意したが、もし出再者が、元受の保険料を超えて再保険のカバレッジのために支払いをした場合、将来のカバレッジに対して損失を繰り延べることが適切なのか尋ねた。スタッフは、将来のカバレッジに関して当初損失が存在するような状況は稀であるが、有効契約に対する再保険の購入ではより一般的かもしれないと述べた。

利益の即時認識は、いくつかの理由により不適切であると言われており、その一つとして、再保険契約の締結は、(当事者代替契約(novation)とは異なり)基礎をなす負債の消滅ではなく、それ故、収益獲得プロセスは完了せず、そして測定の不確実性が残るためである。

基礎をなす保険契約の残余マージン/複合マージンの出再

FASBおよび1名を除くIASBのメンバーは、出再者の再保険契約に関する履行キャッシュ・フローの現在価値の見積りは、基礎をなす元受契約の残余マージン/複合マージンを除くべきであるとするスタッフの提案に同意した。異論を

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

唱えた IASB のメンバーは、仮に、元受契約における残余マージンが比例出再保険において無視された場合、予期せぬ結果が生じる懸念を述べた。

出再保険手数料の取り扱い

両審議会は、受け取った再保険手数料は、再保険者への出再保険料の減額として処理するという ED の提案を維持すべきか審議を行ったが、結論には至らなかった。スタッフは、保険料の総額表示、出再手数料および経費は、損害率や経費率、元受および正味の引受利益率のような主要な指標の決定において重要であると考えている回答者がおり、彼等は両審議会にこの論点を再検討することを求めていると述べた。再保険契約において含まれている出再手数料と経費は、実際の契約獲得費用および出再者が基礎をなす保険契約の予想キャッシュ・フローに含めた保険契約を履行するための費用に対応しないかもしれないことをスタッフは理解している。このため、スタッフは、元受契約のキャッシュ・フローに含まれている金額を超える金額はすべて、再保険者への出再保険料からの控除項目として計上すべきであると提案した。

スタッフの提案に対する議論と明確化の要求がなされた後に、両審議会は、これは損益計算書の表示の論点であり、収益認識のタイミングの測定の論点ではないとし、それ故、表示と簡便法について再度議論を行う際に検討すべきであると結論づけた。さらに、スタッフは、出再保険手数料もしくは経費のキャッシュ・フローを、元受負債のキャッシュ・フローと相殺することを提案しているのではないと明言した（つまり、再保険契約と基礎をなす元受契約の貸借対照表における相殺はない）。

再保険者の信用リスク

個別の再保険者ごとに減損が分析される傾向がある再保険マーケットとの関連において、どのように減損モデルが機能するか、そして、発生損失モデルと予想損失モデルをどのように適用するかという議論があった。FASB の議長は、スタッフは保険契約に関する個別の減損方法を求めているのではなく、むしろ、減損モデルを保険の予想損失の見積りと混同すべきではないことを確認したかっただけであると理解している、と述べた。

両審議会は、再保険者による不履行リスクに対する減損の引当金を計上するためのガイダンスは、保険に特有のガイダンスを開発するというよりも、金融商品プロジェクトにおける両審議会の減損に関する最終的な結論と足並みをそろえるべきであるとするアプローチに傾いている。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.